



(本発表のお問い合わせ先)
くらし安全安心課
広報資料取扱主任: 谷本泰洋
電話 839-2555

【市長定例会見】『高松市空き家相談員』制度を開始します。

【制度の概要】

高松市内に空き家を所有する方などが、空き家について専門家に気軽に相談し、その利活用や適正管理に関するノウハウの提供を受けられるように、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会香川県本部と本市の間で協定を締結し、宅地建物取引士の資格を持つ方が「相談員」として空き家の利活用等に関する相談業務をお受けします。

【制度開始日(予定)】

10月1日(日)

高松市ホームページ「もっと高松」に相談員名簿を公開します。

【相談員の業務】

- ①空き家の状態から、当該空き家の活用方法等の提案
- ②中古住宅市場における賃貸又は売買等の取引動向の情報提供
- ③リフォーム、適正管理又は解体等の情報提供
- ④専門業種の紹介
- ⑤その他相談内容に関する事項

【相談料】

無料(相談の内容によっては有料となる場合があります。)

【相談員の選任期間】

1年間(1年ごとに各協会において、相談員の見直しが行われます。継続可。)

【その他】

今回の協定では、「相談員」による相談業務のほか、各協会と本市の間で、本市が実施する啓発事業への協力や、危険空き家等があると認めたときの本市への情報提供など、連携業務についても実施することとしています。

協定締結式を実施します。

日 時: 7月24日(月) 11:00~11:30

場 所: 高松市役所4階 市長応接室

協定名: 『高松市空き家の利活用等に関する相談業務等協定書』

相談員制度ご利用の流れ

